

第12号議案

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

個人番号を利用することができる事務を追加するため提案する。

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市個人番号の利用に関する条例（平成27年蒲郡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中10の項を11の項とし、1の項から9の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に1の項として次のように加える。

1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2の10の項中「自立支援給付関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報」に改め、同項を同表の11の項とし、同表の9の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同項を同表の10の項とし、同表中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、同表の6の項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報」に、「医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を「医療保険給付関係情報」に改め、同項を同表の7の項とし、同表中5の項を6の項とし、2の項から4の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の1の項中「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に改め、同項を同表の2の項とし、同表に1の項として次のように加える。

1 市長	生活保護法に準じて行	医療保険各法（健康保険法（大正11年
------	------------	--------------------

う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律129号)による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。